

相生市 簡易耐震診断推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相生市内に存する住宅（国、県、市町及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、相生市が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施し、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

建築物の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。

(2) 簡易耐震診断推進事業

第3条に定める対象住宅について、相生市が耐震診断に関する事業計画を定め、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上を図る事業をいう。

(3) 戸建て住宅

一敷地に独立して建てられた一戸の住宅

(4) 共同住宅

複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下・階段など複数の住宅世帯が使う共用部分を有するもの

(5) 長屋住宅

壁を接して、または共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅

(6) 耐震診断技術者

兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領第2条で定める簡易耐震診断員で、建築士法第23条第1項による建築士事務所に所属する者。ただし、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物についての耐震診断は、それぞれ当該各条に規定する建築士によるものとする。

(7) 管理者等

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定される管理者および、第49条に規定される理事をいう。

(対象となる住宅の要件)

第3条 耐震診断技術者を派遣する対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条

- 第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であったものについてはこの限りでない。
- (2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されているもの
 - (3) 次に掲げる工法以外で建てられたもの
 - イ 枠組壁工法
 - ロ 丸太組工法
 - ハ 改正前建築基準法第38条に規定する認定構法
 - (4) 原則として、建築基準法に適合しているもの
 - (5) 過去に、相生市が行った耐震診断事業（その後の経年、被災等により劣化、損傷が進んでいるものは除く。）の適用を受けていないこと。

(事業の内容)

第4条 市長は、本要綱に基づき耐震診断を受けようとする所有者または管理者等（以下「申込者」という。）より次条に規定する申し込みを受けた場合は、予算の範囲内で、当該住宅に対し申込者が選定する耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行い、その結果を申込者に報告するものとする。

(申し込み手続き)

第5条 申込者は、兵庫県が定める耐震診断技術者名簿から耐震診断技術者を選定し、簡易耐震診断申込書（戸建て住宅は様式第1号-1、共同住宅は様式第1号-2、長屋住宅は様式第1号-3。以下「申込書」という。）に次の各号に定める書類を添えて、市に提出するものとする。

- (1) 第2条第7号に規定される管理者等が申し込みをする場合には、簡易耐震診断の申込み及び実施に関する証書（様式第1号-4）
- (2) 長屋住宅の申し込みをする場合は、簡易耐震診断の申込み及び実施に関する同意書（様式第1号-5）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書（戸建て住宅及び長屋住宅は様式第2号-1、共同住宅は様式第2号-2。以下「決定通知書」という。）をもって当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定し

たときは、その理由をつけて、簡易耐震診断実施要件不適合通知書（戸建て住宅及び長屋住宅は様式第3号-1、共同住宅は様式第3号-2。）により当該申込者に通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（経費及び申込者の費用負担）

第7条 この事業に係る診断経費及び申込者の負担額は別表のとおりとし、そのうち、市は診断経費の9割を負担する。

- 2 申込者は、耐震診断技術者が現地にて耐震診断を行った後、相生市の発行する納付書により前項に定める金額を納めるものとする。

（耐震診断の着手）

第8条 市は、申込書を受取り決定通知書を発した後、速やかに耐震診断技術者に派遣を依頼するものとする。

（耐震診断の取り止め）

第9条 申込者は、決定通知を受けた後、事情により耐震診断を取り止めるときは、決定通知を受けた日の翌日から15日以内は簡易耐震診断実施決定辞退届（戸建て住宅は様式第4号-1、共同住宅は様式第4号-2、長屋住宅は様式第4号-3。）に次の各号に定める書類を添えて市長に取り止めをすることができる。

（1）第2条第7号に規定される管理者等が届出する場合、簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する証書（様式第4号-4）

（2）長屋住宅の場合は、簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する同意書（様式第4号-5）

（3）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請の取り止めがあったときは、当該申請に係る実施決定はなかったものとみなす。

（耐震診断の実施）

第10条 耐震診断技術者は、依頼のあった住宅に対し耐震診断を実施し、診断結果を市に報告するものとする。

- 2 市は、第7条第2項の負担金の納付を確認した後、耐震診断技術者からの診断結果を申込者に報告するものとする。

（耐震診断の取り消し）

第11条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断

技術者の耐震診断の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込その他の不正の行為により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の決定を取り消したときは、その理由をつけて、簡易耐震診断実施決定取消通知書（戸建て住宅及び長屋住宅は様式第5号-1、共同住宅は様式第5号-2）により当該申込者に通知するものとする。

(守秘義務等)

第12条 耐震診断技術者は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 処理を他に委託し又は請け負わせること。
- (3) その他耐震診断技術者としてふさわしくない行為をおこなうこと。

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

別表（第7条関係）

耐震診断経費 一棟あたり

建物・構造種別		No	一棟あたり診断経費	申請者負担金	
戸建て住宅	木造	1	31,500円	3,150円	
	非木造	2	63,500円	6,350円	
長屋	木造	3	63,500円	6,350円	
	RC造	1棟目	4	217,000円	21,700円
		2棟目以降	5	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1棟目	6	114,000円	11,400円
		2棟目以降	7	79,500円	7,950円
共同住宅	木造	8	63,500円	6,350円	
	RC造	図面有り	9	217,000円	21,700円
		図面なし	10	321,000円	32,100円
		2棟目以降	11	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1棟目	12	114,000円	11,400円
		2棟目以降	13	79,500円	7,950円